

令和6年度事業計画

小名浜水先区水先人会

本会の設立目的は、水先法の目的に鑑み水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の運営はもとより、水先人の養成並びに会員の品位保持と指導等に関する業務を行うことである。

この目的を達成するため、本会会則に則り次の事業を行うことを引き続き令和6年度の事業計画と定める。

水先法に基づく次の事業を行う。

- (1) 会員の品位保持や指導に関する施策を実施すること。
- (2) 合同事務所の運営に関する業務を行うこと。
- (3) 水先人の養成に関し必要な業務を行うこと。
- (4) 本会及び会員の業務に関し、必要あれば日本水先人会連合会及び関係官庁と連携協議する機会を設けること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な施策を実施すること。

1. 重点事業

冒頭の目的達成に向けて、前年度同様に令和6年度も上記事業を滞りなく遂行することに努めるとともに、利用者の利便性向上と一層の信頼獲得を図るために、本会の適正な体制の構築と事務所運営業務の整備と改善を昨年度に引き続き重点事業とする。

2. 各事業

令和6年度は次の事業を実施する。

(1) 事務所の整備に関する事業

- ・国際戦略バルクターミナルとしての小名浜港において、東港の運用開始に合わせたさらなる利便性の向上に資するべく、適正・円滑・高品質な水先業務の提供に努め、併せて水先業務に付随する設備・文書・業務内容などの周辺環境の整備に努める。

(2) 適正化事業

- ・会員の適正な水先業務遂行に資するための事項を実施する。
- ・会員の技術向上及び健康管理など、水先業務の品質に関わる事項を実施する。
- ・品質向上に関して各委員会で検討する。
- ・ユーザー対応窓口の運営で、利用意見を収集して対応する。
- ・公益法人会計基準に基づき、適切な経理処理体制を維持する。
- ・日本水先人会連合会の目的遂行や海事思想の普及に必要な事業に参画する。

(3) 水先人の養成関連事業ほか

- ・水先人会の検証制度を確実に実施し、日本水先人会連合会が主催する研修への水先人参加の便宜を図る。
- ・日本水先人会連合会からの要請があれば、他の水先区の業務支援に協力する。
- ・新人実務教育のための資料を整備し、今後の水先業務の資料として有用な知的財産として保管する。

(4) 業務取次窓口業務

- ・会員の水先業務の引受けに関する事務を適確に行う。
- ・水先料金收受事務を的確に行う。
- ・上記事務を行うための引受け事務要領の効率化や向上を常に念頭におく。

(5) その他の事業

- ・関係各所など、妥当な要請がある場合に限り、本会に関する情報を適切に公開できるものとする。

以上